

木更津市民憲章

私たちのまち木更津は、波静かな東京湾と美しい風土に恵まれ、古い歴史と新しい文化の息づくまちです。

私たちは、ふるさと木更津に限りない愛情と誇りを持ち、新しい世紀をめざして、力強く明るいまちづくりをすすめるため、ここに次の市民憲章を定めます。

1. 水と緑の豊かな自然を守り、安全で住みよいまちをつくります。
2. 心のこもる教育をすすめ、かおり高い文化の創造につとめます。
3. お互いにいたわりあい、あたたかく、うるおいにみちたまちをつくります。
4. 産業をさかんにし、希望にあふれる生き生きとしたまちをつくります。
5. みんながそれぞれの役割をはたし、平和で活力みなぎるまちをつくります。

(昭和 62 年 11 月 4 日制定)

現行の市民憲章の制定経過

現行の市民憲章は、市制施行 45 周年行事の一環として、幸せな家庭づくり、豊かなまちづくりを、市民相互の連帯意識をもって実践する目標とし、昭和 62 年 4 月に基本方針を決定後、市民から憲章文を募集しました。

その後、関係団体等で構成する「木更津市市民憲章制定委員会」及び各部長等で組織する小委員会において、応募作品の審査選考並びに一部修正等を加えました。

そして、昭和 62 年 8 月下旬に憲章文を決定し、9 月に市議会全員協議会にて報告を行い、11 月 4 日の市制施行 45 周年式典で発表したものです。

改定にあたっての基準

市民憲章を改定するにあたり、次の事項に配慮することとする。

- (1) 市民共通の目標であること
- (2) 環境や社会に配慮した市民の主体的な行動の規範となること
- (3) 市民にとって親しみやすく印象深く感じられること
- (4) 表現が簡潔でわかりやすいこと（小学生でも理解できること）
- (5) 世代を超えて共通認識として感じられ、次世代に継承できるもの
- (6) 音読したときに心地よく耳に入ってくること
- (7) できるだけ外来語を使わないこと
- (8) 郷土愛や連帯意識の醸成に資するもの